

事務連絡  
平成20年2月21日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課

監視安全課

中国産冷凍食品による薬物中毒事案の実態把握に  
関する調査について(依頼)

中国産冷凍ギョウザ等に原因と疑われる健康被害事例の集計については、平成20年2月3日付事務連絡により報告をお願いしているところです。

厚生労働省では、確定患者及び保健所等に相談・報告のあった事例について詳細な分析と食品の流通状況等の情報収集を行い、本事案の全体像を把握・整理することとしており、2月18日に開催された薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において、標記の調査について別添のとおり報告を行いました承されたところです。

つきましては、都道府県、保健所等にあった相談・報告事例で、これまでに当方までご報告いただきました事例(2月3日事務連絡の様式中の「中国産冷凍ギョウザ等による健康被害を訴えている事例」(医療機関の受診あり)、(医療機関の受診なし)及び「中国産冷凍ギョウザ等に関連した健康影響に関する相談」)について、保健所等で作成・記入した相談・報告記録を、2月28日(木)までに、当部まで、郵送によりご送付のほどお願いします。

なお、送付いただきました記録は、厚生労働省において整理することとし、今後開催予定の検討会で直接個表を使用するものではありませんが、都道府県等において情報公開時に非開示であると判断する事項(相談者等の氏名、住所など個人を特定する情報など)については黒塗りを行った上、ご送付願います。また、送付に当たっては、それぞれの事例を、(医療機関への受診あり)、(医療機関への受診なし)及び(健康影響に関する相談)の別に分類し、記録のないものについては、その件数を併せてご報告ください。

調査内容等の詳細についてご質問等があれば、監視安全課(担当:宮川)までお知らせください。

食安企発第0304001号  
食安監発第0304001号  
平成20年3月4日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課長

監視安全課長

食品による薬物中毒事案の実態把握に関する調査について

厚生労働省では、関係自治体、事業者等のご協力を得ながら、回収食品に関する検査結果等について情報収集を行い、本事案の全体像を把握・整理することとしており、去る2月18日に開催された薬事食品衛生審議会食品衛生分科会において、標記の調査について別添のとおり報告を行い了承されたところです。

つきましては、河北省食品輸出入集団天洋食品工場から昨年1月以降輸入実績のある貴下管内の輸入者及び同工場製品の販売者（以下「輸入者等」という。）（下記の（2）については、輸入者に限る。）に対し、下記によりご指導等お願いします。

なお、輸入者等からの報告については、食品安全部まで郵送にて報告をお願いします。

記

- (1) 今後回収等対象となった食品について有機リン系農薬等の検査を実施する場合、別紙の検査手順を参考に実施すること。また、検査結果については自治体に報告すること。
- (2) 輸入実績のある製品について、輸入時の製品名（銘柄）及び賞味期限を別紙様式により、3月10日までに自治体に報告すること。

医薬食品局食品安全部監視安全課  
電話：代表 03-5253-1111（内線 2473）  
直通 03-3595-2337

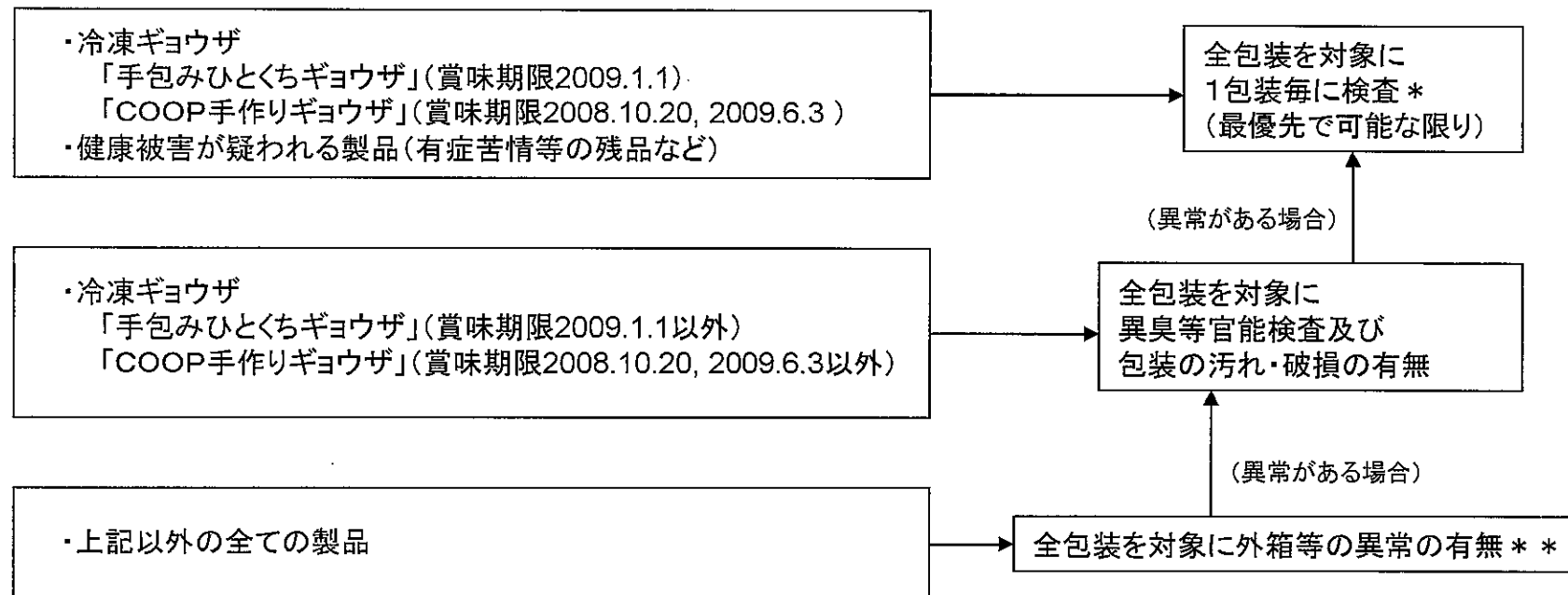
## 回収等の対象となった食品の有機リン系薬物等の検査手順

(目的) 中国・天洋食品工場で製造され日本に輸入された製品の農薬残留実態を確認・評価するため、回収等の対象となった製品の有機リン系薬物等について、検査実施者が多岐にわたることから、一定の検査手順を示す。

### ○天洋食品工場で製造され日本に輸入された製品

銘柄及び賞味期限により分類層別し、1ロットとする。

(賞味期限等が表示されていない半製品にあつては輸入届出等によりロットを構成する。)



注) \*:メタミドホス及びジクロルポス(その他の項目は妨げない)の含有量を測定

\*\* :少なくとも銘柄毎に1検体についてメタミドホス等の検査を実施

(検査手順) 事業者において回収・保管されている製品(以下「回収品等」という。)が他品目、多品数にわたる場合には、原則的に次の優先順位に基づき、リスクの高いものから効率的な検査を行うものとする。

なお、実施に当たっては、「銘柄」及び「賞味期限により分類層別し、1ロット(1単位)とするが、(賞味期限等が表示されていない半製品にあつては、輸入届出等によりロットを構成する。)回収品数が多量で、分類層別することが困難な場合には、この手順を省くことができる。

①健康被害を発生させた当該冷凍ギョウザ2製品の当該ロット(上記)及び健康被害が疑われる製品については、最優先で可能な限り全包装を1包装ごとに検査する。

②当該冷凍ギョウザ2製品のその他のロットについては、全包装を対象に、異臭、外袋の汚れ、破損等を確認し、異常等があったものについては、上記①を実施する。

③上記①②以外の検査対象製品については、外箱等で異常があれば、上記②を実施する。